

利用点数表

要件	保育を必要とする事由			基準点数		
就労 就学 職業訓練	会社員等 自営主 ※自営(協力者)は()内の点数 ※就学・職業訓練は[]内の点数		月160時間以上の就労【就学】を常態	30(24)/[25]		
			月140時間以上160時間未満の就労【就学】を常態	28(22)/[23]		
			月120時間以上140時間未満の就労【就学】を常態	26(20)/[21]		
			月100時間以上120時間未満の就労【就学】を常態	24(18)/[19]		
			月80時間以上100時間未満の就労【就学】を常態	22(16)/[17]		
			月70時間以上80時間未満の就労【就学】を常態	20(14)/[15]		
			月64時間以上70時間未満の就労【就学】を常態	18(14)/[15]		
	育児休業・病気休業等から復職予定			就労予定での点数		
出産	出産予定月とその前後2ヶ月			28		
疾病 障がい	疾病	概ね1ヶ月以上の入院を要する		30		
		在宅内療養	精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級	30	
				精神障害者保健福祉手帳3級程度	27	
				上記以外の程度	22	
			一般療養	常時病臥またはそれに準ずる状態	30	
				安静を要する状態(常時病臥を除く)	20	
				通院加療のため保育に当たれない	15	
	障がい	身体障害者手帳の交付 または 診断を受けている		身体障害者障害程度等級1～2級	30	
				身体障害者障害程度等級3級または4級(視覚障害のみ)	24	
				身体障害者障害程度等級4級(視覚障害を除く)or5～7級	18	
		療養手帳の交付を受けている		知的障害の程度が	Aの1またはAの2である場合	30
					Bの1である場合	26
					Bの2である場合	24
介護 看護	施設通院		看護及び介護を常態(週5日程度)とする	25		
	自宅内			24		
	上記以外(診断書等による)で必要する場合			14		
求職	求職活動中(就労証明書の未提出の場合は()内の点数)			6(12)		

区分	調整の対象となる家庭状況	点数
ア	母子父子世帯(戸籍謄本または離婚受理証明書による親権者の証明が必要)	10
イ	父母ともに失踪・死亡している	12
ウ	母子父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁)	7
エ	父または母が不存在である	30
オ	母子父子世帯(準ずる世帯を含む)の保護者が求職活動中である	2
カ	生活保護法による生活扶助を受けている	2
キ	保護者、同世帯員の障害者手帳等の写しが提出されている	1
ク	こどもルーム指導員として市内こどもルームに勤務することが、就労証明書等により明白	20
ケ	保育士・保育教諭または幼稚園教諭として市内の認可を受けた施設等もしくは市内の幼稚園への勤務が、就労証明書等により明白	20
コ	既に兄弟姉妹が入所中であり、その兄弟姉妹を新規で申請	5
サ	新規入所申請児童が2人以上	3
シ	勤務の都合で父母の一方が単身赴任している	2
ス	申告のあった保育を必要とする事由(就労の日数や時間・場所等)に対して、実態(就労実績や就労先、退職後2週間以内に申告がなかった等)に整合性がないことが過去に明白になった場合	-14
セ	未納の保育料がある(申請児童以外の未納分がある場合を含む)	-20
ソ	児童福祉上の観点から、特別に調整が必要と認められる場合	15
タ	お迎え遅れが顕著である場合	-10